

2020年12月24日

九州電力株式会社

代表取締役社長 池辺和弘 様

お尋ね

一般社団法人グリーンコープでんき

代表理事 熊野千恵美



前略、9月25日にご説明と意見交換の場をもっていただき、ありがとうございました。
とはいえ、私たちの願いは貴職の胸に届かず、10月より、御社（九州電力送配電）におかれても経済産業省令による託送料金への賠償負担金と廃炉円滑化負担金の上乗せがはじめられました。間もなく私たちに対してその初回請求がなされます。

それにもかかわらず、とくに廃炉円滑化負担金のほうは、今年7月に御社から申請され、8月に経済産業省が承認し、9月に新託送供給約款（託送料金）として認可決定されたものが、先の意見交換の場で御社が認められたとおり、かつて広報されてきた内容とは異なり、また桁違いに多額となり、先日の説明によってもその内容と算定額への理解と納得ができていません。

そこで、この請求を受けるにあたり、私たち自身も調べているところですが、わからないところが多々あります。こうした状況では良くなく、理解を深めるために、以下のご説明をお願いしたいと考えています。どうかよろしく応答をお願いいたします。

一. ご説明をお願いしたいことは二点です。

- (一) 廃炉円滑化負担金は、経済産業省が2013（平25）年と2015（平27）年にまとめた廃炉会計制度にもとづいて実施されているようです。その説明は「安全基準の強化等の理由のため想定より早く廃炉を決定した原発の廃炉費用について、本来電気料金で回収することになっていたものが実際には回収できなくなることを避けるために行うものである。それは利用者負担を増やすものではない。」とされています。
- (二) したがって、今般御社が本年7月17日に経済産業省に申請し、7月22日に承認された、玄海1号機と2号機に係る以下の廃炉円滑化負担金が上の説明のとおりなのか、そしてそれが適正・公正・透明であるかを確かめられればよい、と考えています。

〈玄海1号機と2号機に係る廃炉円滑化負担金額〉

1. 原子力特定資産簿価	10,247,667,693円
2. 原子力廃止関連仮勘定	42,915,675,598円
3. 原子力発電施設解体引当金の要引当額	6,605,962,255円
総額（およそ597億円）	59,769,305,546円

- (三) その確かめのために、後ほど、次の二点のご説明をいただきたいと考えています。

一点目：これら3項目の元価額が幾らであって、会計上どう処理されてきて、廃炉決定に伴い、廃炉円滑化負担金として、今回どう算定されたかの具体的なご説明。

二点目：これら3項目の元となる価額が幾らであって、そのうち電気料金として幾ら

回収されていて、廃炉決定に伴い、廃炉円滑化負担金として、今回どう算定されたかの具体的なご説明。

二、ご説明のお願いにあたり、各項目ごと、私たちが調べたことを先にお伝えします。

(一) 廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価：10,247,667,693円（およそ102億円）」について。

(1) 本年7～9月に御社をはじめ三社様（関西電力・中国電力・御社）からいただいた説明から、これは玄海1号機と2号機の土地と建物（および一定の機械装置もふくむか）に係っての、廃炉決定時もしくは本年9月末（あるいは本年3月末）時点での残存簿価のことではないかと思われます。つまり、建てた原発の建設費用の回収が済んでいるかどうか、もし済んでいない分があればそれを廃炉後も電気料金として回収し、本年10月からは廃炉円滑化負担金として託送料金にて回収するという発想なのだ、と理解しました。

もし違っておれば、その訂正をお願いします。ちなみに、この項目1「原子力特定資産簿価」として廃炉円滑化負担金に算定計上されたものは、たとえば玄海1号機の廃炉決定時に、その廃止措置必要費用として御社から公表がなされていないものでした。

(2) これについて、私たちが調べられることとして、御社のホームページや公開されている有価証券報告書（以下「有報」と記します）から数値を追ってみました。

1) 玄海1号機（出力55.9万kw）の建設費及びその回収について。

① 1969年下期第38期有報14頁「設備計画」欄に「玄海発電所新設工事総予算額416億円」の初記載があります。

② その後、「工事を順調に進めている」旨の記載が折々になされ、1971年下期第42期有報より「総予算額463億円」、1974年下期第48期有報より「総予算額516億円」となり、1975年上期第49期有報12頁に「10月15日営業運転を開始した。」と記載があったうえ、1975年下期第50期有報より「設備計画」欄への記載は消えて、同19頁「設備の概況」欄に、原子力発電設備としてその帳簿価額496億円（49,639,182千円）が初記載されています。

③ これにあわせて、同24頁「貸借対照表」に、原子力発電設備として524億円（52,444,262千円）と減価償却引当金28億円（2,805,080千円）、差し引き期末価額496億円（49,639,182千円）が初記載されています。また同35頁「減価償却費等明細表」に、建物・構築物・機械装置・備品の項目明示のうえ原子力発電設備として期末取得価額518億円（51,839,270千円）・当期償却額14億円（1,462,515千円）・償却額累計28億円（2,803,329千円）・期末帳簿価額490億円（49,035,941千円）も初記載されています（※）。

※ 貸借対照表記載額と減価償却費等明細表記載額が完璧に一致していない理由と、前（第49）期にはまだ計上と記載がなかったと思われる減価償却額について、この期に、「当期分」だけでなく「累計分」が記載

されている理由はわかりませんでした。

- ④ 以上をもとに、玄海1号機の第50期有報初出時の取得価額は524（～518）億円、減価償却額は初年28億円、期末帳簿価額は496（～490）億円であったと思います。なお、御社のホームページでは「玄海1号機の建設費用は545億円」と記されています。この差の理由はわかりません。
- ⑤ そして、この帳簿価額、すなわち建設費用（建設後の追加工事や修繕で資産化される分の費用もふくむでしょう）が減価償却されていくことにより、これ以降廃炉決定もしくは廃炉円滑化負担金申請までの間、会計上での額変動があり、と同時にそれらに見合うように電気料金原価として利用者から相当額が回収されてきていた、ということだと思います。そして、これについて、その回収できていない額とされるものが、今般の廃炉円滑化負担金項目1「原子力特定資産簿価102億円（10,247,667,693円）」中の玄海1号機分になっているのであろうと推定します。
- 2) 同じ観点で玄海2号機（出力は1号機と同じく55.9万kw）の建設費およびその回収を追ってみました。結論的には、その第57期有報初出時での取得価額は1,184億円、減価償却額は初年164億円 α 、期末帳簿価額は1,020（～1,018）億円 β であったと推定できます（※）。なお、御社のホームページでは「玄海2号機の建設費用は1,236億円」と記されています。これとの差の理由はわかりません。

※ 有報での「原子力発電所の設備状況（帳簿価額）」と「貸借対照表上の原子力発電設備固定資産額（取得価額と減価償却相当額）」と「減価償却費等明細書」は、いずれも個別機ごとではなく合計額での記載となっています。したがって、玄海1号機は初めてできた同機分のみの記載なのでこの額をそれとして拾うことができましたが、玄海2号機についてはそれができないので、それが有報に初記載された第57期分とその前後期分を照らし合わせ、玄海1号機分を差し引くかたちで推定しました。

- ① 添付している〈表1〉〈表2〉をご参照ください。〈表1〉は、有報の「貸借対照表の原子力発電設備固定資産額（取得価額と減価償却相当額）」について、玄海1号機の記載がはじまった第50期から、玄海2号機が追加された第57期をはさんで、その後に川内1号機が追加される第61期までを一覧で並べたものです。
- ② 〈表1〉を見ると、第57期の「貸借対照表の原子力発電設備の取得価額」は1,755億円（175,526,097千円）で、これは玄海1号機と2号機の2機分の合計です。その前（第56）期は575億円（57,057,180千円）で、おそらく玄海1号機分のみです。前々（第55）期までは550億円台なので、あるいは前（第56）期に玄海2号機分が一部前倒しで含まれたかもしれませんが、そうであってもそれは20億円くらいですから一旦そのことを考えから外せば、第57期の取得価額1,755億円（175,526,

097千円)－第56期の同上額575億円(57,057,180千円)＝1,184億円(118,468,917千円)が、玄海2号機分の取得価額と推定されます。

③ 他方、第57期での「貸借対照表の原子力発電設備の減価償却額」は、第57期減価償却引当金額(43,792,999千円)－第56期同上額(27,377,300千円)＝164億円(16,415,699千円)となります。これは玄海1号機と2号機の2機分の合計です。ここで玄海1号機分のそれ(第57期での減価償却額)を α として、玄海2号機分の初年減価償却額を164億円－ α と考えました。

④ つづけて〈表2〉をご参照ください。これは第56期と第57期の「設備状況の原子力発電設備の帳簿価額」と「貸借対照表の原子力発電設備の固定資産額(取得価額と減価償却額)」と「減価償却費等明細表の原子力発電施設分」を並べて表にしたものです。これらについて、第57期額－第56期額を見ると、帳簿価額と固定資産額は1,020億円(102,053,218千円)で一致し、減価償却明細表でのそれが、玄海1号機の場合と同じく理由はわかりませんが、1,018億円(101,873,973千円)と若干少なくなっています。そのいずれにせよ、これは玄海1号機分と2号機分の合計です。ここで玄海1号機分のそれ(第57期での帳簿減少額)を β として、玄海2号機分の期末帳簿価額を1,020(～1,018)億円－ β と考えました。

⑤ ②(1,184億円：第57期における玄海2号機の取得価額推定額－③(164億円－ α ：同機の初年減価償却推定額)＝1,020億円＋ α となります。 α と β の額は特定できませんが、これと④(1,020(～1,018)億円－ β ：同機の期末帳簿価額)とは近接していると思えます。

⑥ こうして、玄海2号機の第57期有報初出時の取得価額は1,184億円、初年減価償却額は164億円－ α 、期末帳簿価額1,020(～1,018)億円－ β と推定しました。

これらの帳簿価額、すなわち建設費用も、玄海1号機と同様に、これ以降廃炉決定もしくは廃炉円滑化負担金申請までの間、会計上の額の変動があり、と同時に電気料金原価として利用者から回収されてきていたと考えられます。そして、その回収できていない額とされるものが、今般の廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価の算定額」102億円(10,247,667,693円)中の玄海2号機分になっているのであろうと推定します。

(3) 以上から、玄海1号機と2号機に係る廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価102億円(10,247,667,693円)の出発点となるであろう、両機の建設費(帳簿価額)を、ここで一旦次のように押さえます。

【玄海1号機】

- ・ 運転開始1975年10月。停止2015年4月。39年6ヶ月間の運転。
- ・ 運転開始の第50期有報初出時の取得価額は524（～518）億円、減価償却額は初年28億円、期末帳簿価額は496（～490）億円。（御社ホームページでは「玄海1号機の建設費用は545億円」の記載）

【玄海2号機】

- ・ 運転開始は1981年3月。停止2019年4月。38年間の運転。
- ・ 運転開始の第57期有報初出時での取得価額は1,184億円、減価償却額は初年164億円－ α 、期末帳簿価額は1,020（～1,018）億円－ β 。（御社ホームページでは「玄海2号機の建設費用は1,236億円」の記載）

- (4) これらが、会計上は、両機とも毎年必要な修繕や追加工事等による変動、毎年の減価償却等による変動を重ねていったと考えます。そして、これらに川内1、2号機と玄海3、4号機が追加されていったと思います。
- (5) したがって、いよいよ玄海1号機の廃炉決定がされた第91期（2014（平26）年）前後の有報や、玄海2号機の廃炉決定がされた第95期（2018（平30）年）前後の有報での記載額を見ても、合計6機ある原発合計額の中から玄海1号機分と玄海2号機分の廃炉決定時点での固定資産価額ないし帳簿価額を特定して拾い上げることにはできませんでした（※）。そこで、2機分に係るこれら価額のご説明を後ほどお願いし、会計上、どのようにして廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価102億円（10,247,667,693円）」の算定につながったかが理解、納得できるかどうかを確かめたいと思っています。

※ ほかに、第91期の原子力発電設備（2か所最大出力5,258,000kw）の固定資産額ないし帳簿価額が1,993億1,300万円、第91期が終了した直後4月27日付けで玄海1号機の廃炉、そして第92期（2か所最大出力4,699,000kw）の同額が2,650億1,500万円となっており、玄海1号機分が無くなったのに増えているのはなぜかのように、分からないことがありました。

この点、玄海2号機の帳簿価額については、第95期の原子力発電設備（2か所最大出力4,699,000kw）の固定資産額ないし帳簿価額が3,619億2,800万円、そして第96期（2か所最大出力4,140,000kw）の同額が3,333億4,100万円とあり、玄海2号機分が無くなったことによる減少額が推定できるかもしれないと思いました。しかし、その前年の第94期をみると2,257億100万円であり、その額だったものが第95期にかけて一気に1,361億円以上も増えており、なぜそうなるかが分からないといったこともありました。

以上から、玄海1号機や玄海2号機の2機分だけの第50期から第57期までにかけての有報では各機ごとの固定資産額ないし帳簿価額をある程度読みとることができたものの、その廃炉が決まった第91期から第95期にかけての有報ではそれらを読みとることはできないと思いました。

(6) つぎに、料金上、こうした建設費が幾ら回収されていったかが分からねばなりません。2013年と2015年に設けられたという廃炉会計制度が「想定より早く廃炉を決定した原発の廃炉費用について、本来電気料金で回収することになっていたものが実際には回収できなくなることを避けるために行うものである。それは費用負担を増やすものではない」と記すことによれば、むしろこちらの説明を受けた方が、玄海1号機と2号機の2機分に係るこれらの費用がどう廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価102億円(10,247,667,693円)」の算定になったかを理解、納得できるかにつながるかかもしれません(※)。

※ ご承知のとおり、総括原価方式の電気料金原価として、ほかの費用とあわせて、こうした建設費が回収されてきたのだと思います。そして、想定より早い廃炉に伴って、その後に料金として回収できなくなる額が算定され、今回の廃炉円滑化負担金額につながったのだと思います。したがって、その額が適正かを確かめるには、電気料金原価内容をあたるのがもっとも適切な方法だと思います。

そこで、ネット検索で見つけることのできた御社の『(平成25年5月1日実施の)電気供給約款』中の「2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類」の第1表(営業費総括表)と第2表(事業報酬総括表)から、考えうるかぎりの拾い出しを試みてみました。

これは2013(平25)～2015(平27)年度の三カ年のものです。三カ年で、原子力発電設備の建設費として幾らほどの額が電気料金として回収されたかが分かると思いましたが、もちろん、これも原発6機分の合計に該当する額ですので、ここから直ちに玄海1号機と2号機の2機分の額を特定することはできません。したがって、これも2機分を特定してご説明いただけることを願っています。

① まず第1表(営業費総括表)から見ると、廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価」に関わる、すなわち建設費の回収に関わると思われるものとして、以下が考えられました。これらのうち玄海1号機と2号機の2機分を知りたいと思います。

- ・ 修繕費5,733億円強(うち原子力発電設備分は平均帳簿価額5兆269億円強の3.17%の修繕率で1,595億円強)
- ・ 減価償却費5,287億円強(うち原子力発電設備分は1,019億円強)
- ・ 固定資産除却費625億円強(うち原子力発電設備分は除却損32億円強と除却費用39億円強)

② その他に、原子力発電に関わって、運転のための人件費等をのぞいて、廃棄物処理費中の原子力廃棄物処理費(放射性廃棄物処理費131億円強と雑廃棄物処理費3億円強)、特定放射性廃棄物処分費115億円強、損害保険料中の原子力関係(法定保険料21億円強とその他保険料18億円強)、原子力損害賠償支援機構一般負担金507億

円強、および固定資産税 9 6 6 億円強と雑税 1 5 8 億円強と電源開発促進税 9 7 3 億円強のうち原発施設に係る分等のなかで、原子力発電設備の建設費回収に関係するものがあれば、それらを加えて説明をいただければと思います。

③ なお、使用済燃料再処理等発電費 3 1 7 億円強と使用済燃料再処理等既発電費 2 2 7 億円強とが、廃炉円滑化負担金の項目 2「原子力廃止関連仮勘定」の料金回収と関連すると思われます。また燃料費中の核燃料減損額 6 0 6 億円強もあるいは「原子力廃止関連仮勘定」の料金回収と関連するかもしれないと思っており、これらは後ほど記します。同じように、原子力発電施設解体費（資産除去債務計上）1 5 5 億円強は、廃炉円滑化負担金の項目 3「原子力発電施設解体引当金の要引当額」の料金回収と関連すると思われます。後ほど記します。

④ つぎに第 2 表（事業報酬総括表）を見てみます。事業報酬（レートベース）は御社の固定資産に事業報酬率（この三カ年は 2. 9 %とされています）を掛けて算定され、その額がレートベースとして料金原価にふくまれると承知しています。これらのなかで廃炉円滑化負担金の項目 1「原子力特定資産簿価」に関わる、すなわち建設費の回収に関わると思われるものとして、以下が考えられました。これらのうち玄海 1 号機と 2 号機の 2 機分の額を知りたいと思います。

- ・ 特定固定資産 7 兆 1, 3 0 2 億円強のうち原子力発電設備分
- ・ 建設中の資産 3, 5 4 3 億円強のうち原子力発電設備分
- ・ 核燃料資産 7, 8 9 9 億円強
- ・ 特定投資 2, 2 1 4 億円強のうち原子力発電関係分
- ・ 運転（営業）資本 4, 0 2 0 億円強のうち原子力発電設備分

なお、特定固定資産のうち送電設備・変電設備・配電設備・業務設備分はふくめないものと思いますが、もし関わるとすればそれも加えて知りたいと思います。

（二）廃炉円滑化負担金の項目 2「原子力廃止関連仮勘定：42, 915, 675, 598 円（およそ 429 億円）」について。

（1）経済産業省や三社様（関西電力・中国電力・御社）からいただいた説明から、これは玄海 1 号機と 2 号機の、廃炉決定時もしくは本年 3 月末あるいは 9 月末時点での、一定の運転設備の残存価額および核燃料の残存価額（使用済燃料再処理費用拠出金の未拠出分）とその解体費用の合計ではないかと思われます（※）。

もし違っておれば、その訂正をお願いします。ちなみに、これも、たとえば 2015 年に玄海 1 号機の廃炉決定時に、必要廃止措置費用としては御社から公表がなされていないものでした。

※ 玄海 1 号機が廃止決定された第 91 期（2014（平 26）年度）有報に、つぎの記載がされています（下線は私たちが引いています）。

「エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合の会計処理の方法は、当該原子炉にかかる原子力発電設備（原子炉の廃止に必要

な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を、廃炉の意志決定時点で一括して費用計上する方法によっていたが、平成27年3月13日に『電気事業会計規則等の一部を改正する省令』（平成27年経済産業省令第10号）が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたため、同施行日以降は、原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振替え、または計上した上で、経済産業大臣の承認後、毎事業年度において、料金回収に応じた額を償却する方法に変更した。（以下略）」

（2）これについても、私たちが調べられることとして、御社のホームページや公開されている有報から数値を追ってみました。

1）玄海1号機に係る原子力廃止関連仮勘定の推移とその回収について。

① 第91期（2014（平26）年度）有報に上記の説明が書かれたうえで、その後に、つぎの記載がされています。

「これにより、当事業年度において、平成27年3月18日に廃炉を決定した玄海原子力発電所1号機に係る原子力発電設備等簿価15,317百万円及び原子力廃止関連費用相当額6,375百万円の合計21,692百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。（以下略）」

② その後、第92期から第94期にかけて、営業費として原子力廃止関連仮勘定償却費821百万円が計上され、それに応じて原子力廃止関連仮勘定の期末残高が減少しています。第94期末の残高が19,226百万円となっていました。

2）玄海2号機も含めた原子力廃止関連仮勘定の推移とその回収について。

① 第95期（2018（平30）年度）有報につぎの記載がされています（下線は私たちが引いています）。

「当社は、2019年2月13日に玄海原子力発電所2号機の廃止を決定し、……承認を受けた。

これに伴い、当該原子炉にかかる原子力特定資産（原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産）の帳簿価額8,495百万円を引き続き原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価（原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産（原子力特定資産を除く。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）

く。)) 12, 174百万円及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額) 15, 064百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。(略)」

- ② 第95期有報で、営業費として原子力廃止仮勘定償却費873百万円が計上され、原子力廃止関連仮勘定がその分減少し、一方で新たに玄海2号機分に係る27, 238百万円(12, 174百万円+19, 226百万円)が増え、その期末残高は45, 592百万円となっています。翌第96期(2019年4月から本年3月までの直近期です)有報で、営業費として原子力廃止関連仮勘定償却費2, 056百万円が計上され、原子力廃止関連仮勘定の期末残高は43, 533百万円となっています。
- ③ そして、本年7月17日に御社から経済産業省に申請された廃炉円滑化負担金の項目2「原子力廃止関連仮勘定」額は42, 915百万円(42, 915, 675, 598円)となっています。今年4月から7月もしくは9月までに計上された原子力廃止関連仮勘定償却費分が差引きされたものと思われます。
- (3) 以上から、会計上、第91期と第95期に玄海1号機分と2号機分の原子力廃止関連仮勘定額が算定され、その後の変動をへて、今回廃炉円滑化負担金額の申請がなされるにさいして残高が確定されたであろうプロセスは有報にて承知できました。また、第91期以降、営業費として原子力廃止関連仮勘定償却費が計上され、それに応じて原子力廃止関連仮勘定額が減少していることもわかります。
- (4) したがって、会計上、私たちが知りたいことで残されているものは、第91期有報に記載された玄海1号機の廃炉決定に伴う原子力廃止関連仮勘定額が21, 692百万円となっているのはどのような算定によるものなのか、同じく第95期の玄海2号機に係る27, 238百万円がどんな算定によるものなのか、ということです。

とりわけ分からないのは、前掲した有証記載の説明文中にもあるとおり、廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価」に関係のある原子力発電施設や核燃料資産の簿価額ともからみあっていると思われることが一つです。項目1「原子力特定資産簿価」と項目2「原子力廃止関連仮勘定」の対象が混在しているようで、両者を弁別して承知することができません。

もう一つは、同じく説明文中から、使用済燃料の再処理費用ともからみあっていると思われるのですが、これについては、考えるすべが皆無という状況です(※)。

※ たとえば本年1月に経済産業省から聞いてはじめて承知したのですが、廃炉円滑化負担金には「使用済燃料再処理費用の拠出金の未拠出分」というものがふくまれるとのことでした。

使用済燃料再処理の費用について、私たちが承知しているのは、1981年に使用済核燃料再処理引当金が創設されたこと、2004年に改定されて所謂バックエンド総事業費として18兆8, 000億円が示されたこと、その際に引当金を積立金とかえることにし、それは2005年に『原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立

て及び管理に関する法律』として法定されたこと（そのさい、使用済燃料再処理等既発電費も法定され託送料金原価となったこと）、その後2007年にも改定され、さらに2017年には同法の改正により積立金から拠出金制度に変わった、といった大きな流れだけです。

現在この拠出金が積まれているという「使用済燃料再処理機構」のホームページを見ると、電力会社ごとに使用済燃料の単位数量あたりの拠出金単価が毎年度決まっており、今年度の御社のそれは675円/gとありました。これにもとづき拠出金額が決まるのだと思います。

そして経済産業省の説明によれば、ある原発の廃炉を決めて以降は、その格納容器内の核燃料についてはその拠出金がもらえなくなるので、その原発が予定していた拠出金への不足額が未拠出金とされ、それが廃炉円滑化負担金の項目2「原子力廃止関連仮勘定」にふくまれるとのことなのですが、その算定の具体像はまったくわかりません。

加えて、これらは会計上営業費と計上されている使用済燃料再処理等発電費や使用済燃料再処理等既発電費や（電気料金原価とはなっていない）使用済燃料再処理等準備費との関連はあるのかどうかもわからない状況です。

したがって、会計上では、廃炉円滑化負担金の項目1「原子力特定資産簿価」と項目2「原子力廃止関連仮勘定」への振り分けもわかるようにした上で、それぞれの内訳となる対象内容が明確にわかって、それらの元価額が幾らであるかがわかって、それらの変動がわかって、最終的にどう算定されてこの額になったということがわかれば、理解がすすむと思います。

- (5) つぎに、料金上での回収が幾らされてきたのかについてですが、それは、2013年と2015年の廃炉会計制度によって「廃止関連仮勘定」ができるまでにこれらの費用が電気料金として幾ら回収されてきたか、それ以後に幾ら回収されたか、そして玄海1号機と2号機の廃炉決定時あるいは本年7月もしくは9月までにその回収ができなかったものとして廃炉円滑化負担金の項目1「原子力廃止関連仮勘定額429億円（42,915,675,598円）」がどのようにして算定されたかがわかれば、理解がすすむと思います（※）。

※ 前述した『（平成25年5月1日実施の）電気供給約款』中の「2一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類」の第1表（営業費総括表）をみると、原子力廃止関連仮勘定償却費の費目が載っていないことから、原子力廃止関連仮勘定が設定されて以降、御社はその償却費を料金として回収されていないのではないかと、そしてその一方で毎年ごとに同仮勘定額は償却費分だけ減少していることから、その分は利用者から料金回収せず御社の経営が負担されてきたのだろうか、とも思いました。

- (三) 廃炉円滑化負担金の項目3「原子力発電施設解体引当金の要引当額：6,605,962,255円（およそ66億円）」について。

- (1) これは原発の解体費用の見積り額とそれに向けて引当てをした額の差だと理解し

ています。そして、これが廃炉円滑化負担金となると私たちは長い間思っていました。御社の利用者の多くの方もそうだと思います。すでに指摘させていただきましたが、御社自身が2015年の玄海1号機の廃炉決定において、たとえば次のように発表されていきました。

- ・ 2015年3月に玄海1号機の運転終了を決定し、2015年4月27日を廃止日とする届出を経済産業大臣へ提出
- ・ 2015年12月、玄海1号機廃止措置計画認可申請書を提出（2017年2月、3月に補正書を提出）
- ・ 2017年4月、原子力規制委員会から廃止措置計画認可を受領
- ・ 玄海1号機の廃炉費用の総見積額約365億円に対して、約338億円（93%）を引き当て済（2017年3月末）
- ・ 未引当分については、今後約8年間（～2025年1月）で、全額引き当て予定

（2017年5月8日 御社経営概況説明会資料より）

そして、この発表にもとづいて、廃炉会計制度を活用するという方針もあわせて報道がされていました。廃炉にどれだけお金がかかるかを適正、公正、透明に情報公開せねばならぬということに照らせば、たいへん問題のある発表であったことを、あらためて指摘をさせていただきたいと思います。

- (2) そのうえで、玄海1号機と2号機の解体見積額と引当金等について、経済産業省が2016年12月にまとめた『自由化の下での廃炉に関する会計制度について』をみると、2015（平27）年度末のものとして、次のように記されています。

〈玄海1号機〉

- ・ 期末解体引当金残高335億円。同未引当額31億円。同残存年数9年。

〈玄海2号機〉

- ・ 期末解体引当金残高306億円。同未引当額66億円。同残存年数15年。

これによれば、解体見積額は玄海1号機が366億円、2号機が372億円ということです。また、残存年数というのは運転期間をさすと思いますので、玄海1号機は2024年までの50年間、2号機も同様に2030年までの50年を運転想定していたということです。

- (3) その後、会計上、それ以前からあった営業費として原子力発電施設解体費の計上今年までつづき、それに応じて原子力解体引当金が積み増し、一方で、電気料金としてもそれが原価費目にふくまれ回収されてきていて、今年7月の申請時点で、2機分として、解体見積額と引当額の差額がおよそ66億円（6,605,962,255円）になったのだと承知できます。
- (4) 以上から、あと分からないといけないうこととして、これは廃炉会計と廃炉円滑化負担金制度の基本とも関わりますが、「想定よりはやく」という時の「想定」とはだれがどう決めているのかという点がのこされています。9月の説明の際は「法律には40年とあります。なかなか（説明が）むつかしいことですが」とのことでした。説明はむつかしいかもしれませんが、ここを明確にしておかないと、結局、すべての原発の廃炉決定においてこの廃炉円滑化負担金の負担が生じるのかどうかに

関わることを思いますので、ご説明をいただきたいと思っています。

三. 二点についてのご説明をお願いします。

- (一) この間申し上げてきたとおり、私たちは、10月より託送料金に上乗せされることになった賠償負担金も廃炉円滑化負担金もいずれも法律にもとづかないで私たちや国民に負担をもとめる点で違法だ、と考えています。廃炉円滑化負担金の項目1から3までいずれも、2013年と2015年に経済産業省が廃炉会計制度をつくる以前は、原発で事業を営む会社が廃炉と同時に自社で負担していたものでした。その意味で、根本として、この二つの負担金に反対です。
- (二) しかし、この『お尋ね』においては、その意思を横において、送配電事業を営む御社から、この二つの負担金にかかわる内容、とりわけ廃炉円滑化負担金の3項目にかかわる対象や会計上での算定のされ方、制度との関連でいえば料金として回収された額と回収できなかったとされる額の算定のされ方について、虚心に、承知していきたいと考えています。これらが、電気事業の基本原則である〈公平・公正・透明〉さをもつものと理解でき、納得のいくものであるかを知りたいと思っています。
- (三) 以上にもとづき、先に記した二点について、次のとおりご説明をお願いいたします。

一点目：これら3項目の元価額が幾らであって、会計上どう処理されてきて、廃炉決定に伴い、廃炉円滑化負担金として、今回どう算定されたかの具体的なご説明。

会計上、項目1（原子力特定資産簿価：10,247,667,693円）、項目2（原子力廃止関連仮勘定：42,915,675,598円）、項目3（原子力発電施設解体引当金の要引当額：6,605,962,255円）のいずれについても、それらの対象は何であって、それらの元価額は幾らであって、それらがどう変動し、今回、玄海1号機と2号機の廃炉決定において、それぞれごとに、最終的に廃炉円滑化負担金額としてどう算定されたかをご説明ください。

ご説明のお願いにあたり、一方的に教えてほしいとせず、私たちとして有報等をみて分かる範囲で調べたこともお伝えしました。筋道や対象や額のとらえ方等で誤っていることがあればそれを正しながらのご説明でも構いません。あるいは、すっかり端的に明細をそえてのご説明でも構いません。

いずれにせよ、有報ほかと照らし合わせて、私たちや利用者の皆が、こういう内容なのだと理解、納得がいけるかを確かめられるようになれるように、お願いします。

二点目：これら3項目の元となる価額が幾らであって、そのうち電気料金として幾ら回収されていて、廃炉決定に伴い、廃炉円滑化負担金として、今回どう算定されたかの具体的なご説明。

料金上も同じ主旨です。項目1、2、3の元価額が幾らであって、それらに相当する額がこれまでに幾ら料金として回収され、その回収できなかったとされるものとして廃炉円滑化負担金額がどう算定されたかをご説明ください。

私たちが調べるにあたって料金原価をみるために参照できたのは、ネットで検索できた御社の『（平成25年5月1日実施の）電気供給約款』中の「2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類」だけでした。これ

は2013年度から2015年度まで三ヵ年分のもので、さかのぼれば、玄海1号機が運転をはじめたのが1970（昭和45）年です。その時から現在にいたるまでの積年の料金原価をみることが、もっとも適切に確かめる方法だと思います。

これについても、ご説明のお願いにあたり、一方的に教えてほしいとせず、私たちとして有報等をみて分かる範囲で調べたこともお伝えしました。筋道や対象や額のとらえ方等で誤っていることがあればそれを正しながらのご説明でも構いません。あるいは、すっきり端的に明細をそえてのご説明でも構いません。いずれにせよ、有報ほかと照らし合わせて、私たちや利用者の皆が、こういう内容なのだと理解、納得がいただけるかを確かめられるようになれるように、お願いします。

一番の希望は、託送料金原価が公開されているのと同じように、歴年の電気料金原価を開示いただけることです。仮にそれが無理でも、今回の主旨に照らして、明細をもった、厳密で透明性のあるご説明をお願いします。

すこし話が先になりますが、公開されている情報によれば、御社の6機の原発の建設費と解体見積費は以下のとおりです。これらに関わって廃炉円滑化負担金が算定されています。残る4機にもまた廃炉円滑化負担金を求められるのか、6機分の建設費と解体見積費の合計額1兆7,185億円の相当額以上のものがすでに料金としては回収されてきたのではないかと考えています。そうしたことも、そうなのかどうかを確かめることができればよいと願っています。

	建設費	解体見積費	計
玄海1号機	545億円	366億円	911億円
玄海2号機	1,236億円	372億円	1,608億円
玄海3号機	3,993億円	598億円	4,591億円
玄海4号機	3,244億円	605億円	3,849億円
川内1号機	2,787億円	578億円	3,365億円
川内2号機	2,287億円	574億円	2,861億円
合計	1兆4,092億円	3,093億円	1兆7,185億円

（四）ご説明につきましては、2021年1月28日までに書面にていただけるよう、お願いします。また本年9月と同じように、ご説明の場をもっていただけると、さらにありがたいです。よろしくお取扱いをお願いいたします。

草々

補記：本文中に記しましたとおり、添付しています「表1と表2」は御社の第50期から第61期までの有価証券報告書から該当数値をひろって表にしたものです。また、「別冊1 供給約款変更認可申請補正書」のほうは、インターネットで検索できた、御社が平成25年5月1日から実施される電気供給約款の認可申請書であろうと思うものです。